

備前吉備津宮からみた一宮制

斎藤 夏来 ・ 田淵 光¹

備前一宮とされる吉備津宮に関連する「備前国一宮社法」「備前国総社家社僧中神前御祈念之事等注文」「備前一宮御神事絵巻」は、室町時代の年紀を有し、中世史料と考えられてきた。しかし、人名、地名、および「国主」という用語に即して関連史料を探索してみると、近世初期に成立した史料と考えられる。それでも史料の作成者が、康永や文明など中世の年号を付したのは、中世松田氏が近世池田氏の前身だといふ近世初期の歴史認識の現れと考察した。

Keywords : 備前吉備津宮、備前国一宮社法、備前国総社家社僧中神前御祈念之事等注文、備前一宮御神事絵巻、国主、松田氏

はじめに

中世一宮制は、多くの論者が指摘するとおり、地域的、時代的な多様性を特徴とするが、個別の実態分析が先行しがちで全体像がみえにくくなっており、あえて普遍性と一貫性の観点から総括する必要がある。中世一宮制を包括的に捉えた研究の到達点は、国衙研究の視角から一宮を在地勢力の牙城とみた石井進や伊藤邦彦の所説だが、中世一宮制は本来、在地領主に限らず、荘園領主も含めた封建領主全体の利害を反映しているのではない。

中世一宮制の研究を牽引する井上寛司は、このような問題関心になつて、主に中世成立期の「国鎮守」設定を中心に検討を積み重ねている¹。なかでも、天皇神話の普及に連動する祭神の転換と、受領層による造営事業とが並行していたという若狭や出雲の事例提示は興味深い。中世成立期における天皇神話の再編²は中世一宮制ないし国鎮守の設定の底流をなしていたのかどうか、さらなる研究の進展を注視したい。

一方、中世後期、つまり南北朝期以後の中世一宮制の展開について、井上は、一国平均役・段銭などを賦課する国衙の権限を、①守護が吸収しているか、②国鎮守ないし一宮が吸収しているかで、類型分けを試みている。具体的には、①守護が国衙機能を吸収して国鎮守ないし一宮と対峙しているといふべき事例として長門、②国鎮守ないし一宮が国衙機能を吸収して守護と対峙しているといふべき事例として出雲を挙げている。本稿でとりあげる備前吉備津宮につい

ては、榎原雅治の成果³も参照しつつ、「備前唯一の奉公衆として室町將軍足利氏とつながりをもつ松田氏」が、「国主」として修造などを担っており、国衙機能を吸収した松田氏が備前国鎮守を支配した①の変形と捉えている⁴。

しかしながら、室町期の備前を代表する勢力とはいえ、一介の奉公衆にすぎない松田氏が、果たして備前の「国主」と呼ばれることはあり得るのか、そもそも「国主」という概念は室町期に存在したのか、存在したとすればどのような使用されたのか、いくつか解決を要する疑問がある。

中世にさかのぼり得る備前の史料において、「国主」の文言は、少なくとも

岡山大学大学院教育学研究科 社会・言語教育学系 七〇〇―八五三〇 岡山市北区津島中三―一―

「クラブ株式会社 七二〇―〇八三四 倉敷市笹沖四一〇―五（岡山大学大学院教育学研究科修了）

Consideration of the Ichinomiya system based on Bizen kibitsunomiya

SAITO Natsuki, TABUCHI Hikaru¹

Division of Social Studies and Language Education, Graduate School of Education,

Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

¹KURABUN CO., LTD., 410-5 Sasaki, Kurashiki 710-0834

次の三点に見出される。

A 康永元年（二三四二）六月二十八日付「備前国一宮社法」（以下「一宮社法」と略記）⁵

B 文明三年（一四七二）六月十三日付「備前国総社家社僧中神前御祈念之事等注文」（以下「祭礼次第」と略記）⁶

C 年未詳「備前一宮御神事絵巻」（以下「神事絵巻」と略記）⁷

いずれも「国主」を松田氏と明記しているわけではないが、榎原はとくにAについて、書体や文体などからみて、その原型は松田氏が吉備津宮を再興した文明期ごろの成立、現在の形となったのは中世の末すなわち戦国期で、「国主」は松田氏であろうと指摘する⁸。しかしながら、関連史料の探索照合を通じて、ABCの成立年代や、「国主」として意識されている存在について、再考する余地はないだろうか。以下、その具体的な作業である（引用史料の傍線は筆者による）。

一 村名と人名

（1）村名

はじめに、A「一宮社法」とB「祭礼次第」にみえる村名について検討する。

A「一宮社法」とB「祭礼次第」には備前国内の村名が多数記されており、史料が記された当時、「村」が成立していたことがわかる。たとえば、A「一宮社法」をみると、「一津高郡内、野殿ノ天神御まつりに、一宮ノせんしほと申神子まいり候て、うけ取被申分」「一うかい村、すけの村三ヶ村金川上下七社ノ御まつりノ時おりかた」などがある。備前国中の祭礼が「郡」毎に記述されており、「うかい村」「すけの村」は津高郡に属する村で、「宇甘村」「菅野村」の字があてられよう¹⁰。また、B「祭礼次第」をみると、「一津高郡勝尾村より桂木、同青井葛ト申物を、毎年卯月卯日上申也」「一同堀和村・菅野村・日応寺村より榊とて参候」などである。

これらの村名が成立するのは、いつであろうか。たとえば元徳二年（一三三〇）七月日付「藤原氏女代盛時訴状」に次のような事書がある¹¹。

〔史料1〕

備前国則安名惣領地頭藤原氏女代盛時謹言上

欲早任御事書旨、被経嚴蜜御沙汰、預御注進、同国津高郷上村地頭代大

森彦三郎・同六郎入道等引率数多悪党人等、打入則安名内東菅野、致菊

田狼籍¹²、刺押寄百姓等住宅搜取資財物、難遁罪科問事

右の史料から、遅くとも十四世紀前半ころには、備前で「村」が成立していたことがわかる。しかし、ここでの「村」は荘園公領制の枠組みである「郷」や「名」の下部単位であって、A「一宮社法」やB「祭礼次第」のように「郡」の下部単位とはなっていない。また、「則安名内」として「東菅野」の地名がみえ、「菅野村」との関連が伺えるが、この時点では「村」と明記されていない。このほか、A「一宮社法」にみえる地名のうち、これまでに見当がついたものを列挙しておくと、「奈良津村」は「栖津保」、「三野村」は「御野郷」、「ひらせ上下村々」は「平瀬郷」、「さいき上下村々」は「佐伯庄」「佐伯郷」が、中世における一般的な地名表記であったと考えられる¹²。これら中世の荘園公領制の枠組みである「郷」「庄」「保」を脱し、「村」が表面化しつつある早い段階の史料として、次のようなものがある。

〔史料2〕

本地

一 長田庄

一 鹿田・栗原・関・一色

一 竹庄下四ヶ村

付、皆建部

一 宇甘郷

一 建部郷

一 吉田・西原村

新地

一 仁堀庄

一 平岡郷

一 軽部庄

一 伊田

一 宇垣郷

一 野々口

一 菅野三ヶ村

一 弓削庄

已上

小早川

八月十九日

隆景御判

穂田治部少輔

元清御判

福原式部少輔

元俊判

口羽中務大輔

春良判

福原出羽守

貞俊判

伊賀余三郎殿¹³

同じ発給者が伊賀与三郎に領地を安堵する旨を記した天正九年（一五八一）八月十九日付の起請文も発給されている¹⁴ことから、右の史料は安堵所領の目録で、天正九年の史料と考えられる。ここに初めて「菅野三ヶ村」として、「菅野」の名をもつ村を確認できる。「菅野三ヶ村」が「郡」の下部単位であったかどうかは「史料2」からは判断できないが、「郷」や「庄」と併記されていることから、この時点で「村」は、「郷」「庄」から独立した単位としても存在していたと考えられる。一方、A「一宮社法」で「一うかい村、すけの村三ヶ村」と連記されている宇甘村は、この時点でも「宇甘郷」と、郷名で記されている。「宇甘村」の地名は元和・寛永期の史料にみえるが、そのうち「宇甘上村」が本村として宇甘中・下などを従える関係となつたらしい¹⁵。これらのことから、A「一宮社法」にみえる村名表記は天正期以後、寛永期にかけての成立で、B「祭礼次第」についても、これと同時に考えられる。

ただし榎原雅治の検討によると、莊園領主や戦国大名などの行政的支配文書では「村」の把握は遅れがちだが、在地の実態を独自に把握している宗教者周辺の史料では、早い段階から「村」が現れる傾向があるようで、ABについても、いちはやく在地の実態を示す「村」に着目した宗教史料の一例とも考えられる¹⁶。そこでつぎに視点をかえて、ABなどに現れる人名に着目してみよう。

(2) 人名

A「一宮社法」をみると、「一同郡り山崎村天神ノ御まつりに、一宮ノ一ノみこ、延国、延安、延家以上四人参候て、（中略）以上正月十三日、同廿五日、八月廿五日まつり也、此衆頭ノ衆又うじ子まとをい申候」という記述がある。また、B「祭礼次第」をみると、「一國中神社ニ祭礼、又ハいかやうの神事は

ある時者、従当社、衆頭とて神人一、二人つ、罷出、其載判申付、是葎屋之家方延国と申社人差遣也、社務ヨリハ助景ト申社人出ル也」という記述がある。いずれも、備前国内諸社で神事・祭礼が催行される際、吉備津宮の社人がそれらに向く旨が記されている箇条である。共通の社人として「延国」の名がみえる。「延国」の素性であるが、Bに「葎屋之家」の社人とある。A「一宮社法」B「祭礼次第」には、吉備津宮の役職の一覧が記載されており、その中に「借り屋」なる職（家）名を見出すことができる。具体的な職務内容は不明であるものの、これが「葎屋」を指すとみて間違いないだろう。

実は、「延国」「延家」「助景」らの名が記された史料が、慶長期から寛永期にかけて見出される。すなわち、慶長十六年二月吉日付「大公文等連署起請文案」¹⁸に「助かけ」「のふいへ」、慶長十六年二月吉日付「大公文等連署起請文案」¹⁷に「延家」「延国」、同年三月吉日付「大公文等連署起請文」¹⁹に「すけかけ」「のふいへ」「のふくに」、寛永十一年（一六三四）十一月吉日付「御社領之内惣社家中先規方取来事」²⁰に「助景」「延家」「延国」を確認できるのである。

これらの人名が、いわば「太郎」や「花子」のように、通有の人名例として文明期の頃から使われていた可能性がないかどうか、なお検討の余地はあるかもしれないが、現段階では、A「一宮社法」B「祭礼次第」に記された社人の名は、実際に慶長・寛永期に吉備津宮に仕えていた社人の名を受けて記述されたもので、つまりこれらの史料の最終的な成立年代は、榎原が指摘した「中世末」ではなく、「近世初頭」である可能性を指摘しておきたい。時期的にはわずかな違いだが、このふたつの史料は、新しい「国主」である岡山藩池田家の存在を多分に意識して作成されたものではないか、ということである。「国主」の検討へと移りたい。

二「国主」について

A「一宮社法」B「祭礼次第」C「神事絵巻」の三史料に共通して用いられている語句があり、それが「国主」である。たとえば次のように現れる。

A「一宮社法」

九月ノ御まつり、何時もさるの日也、国主ヨリ御馬又やぶさめ銭三貫三百文、御神楽銭三貫六百文参候、

一六月廿八日ニ毎年国ノ守殿ヨリ御神馬一疋、御馬代三貫、御弓一張、同矢一て、御太刀一ふり、御神楽銭三貫六百文まいり候、

B「祭礼次第」

一 六月廿八日大御供、御膳之数七十五膳、但大小あり、

其外社役之事ハ右如申、是枝福名・末吉名・小吉竹名・一久名より調上る也、御太刀箱二入、從国主、御弓錦之袋二入、鐙一手相剩、從御国主馬鞍・鐙共二同前、御神樂錢拾貳貫同前、御參錢拾貳貫文同前、是以上從国守殿、一 九月申之祭礼日供御膳之数七拾五膳、神事ハ如常之、是常持名・菊武名・徳道名より調、

同神前ノ諸役調之上りニ、餅を大床より面四方へなげ、氏子、童子共是を取遊也、同やふさめの馬ハ国主より一疋、同奉行より一疋、神主、祝部より二疋、何も馬数ハ六つ、

Aでは九月申の日の神事、Bでは六月二十八日と九月申の日に行われる神事についての記述に「国主」が現れている。また、C「神事絵巻」にも「国主ノ御馬」があり、「神主ノ馬」「御奉行ノ馬」などが続く行列の様子を示している。吉備津宮の神事に際して「国主」からの寄進等があったことを、三史料から読み取ることができる。

では、備前国において、特定の人物を指して「国主」の呼称を用いることは、どの時代から行われていたのだろうか。『岡山県史 編年史料』を通覧したところ、このような用例は確認できなかった。では、「国主」という用語は、いつごろ、どのようにして用いられ始めるのか。

次に掲げるのは年未詳六月十八日付「甲斐円心書状」である。

〔史料3〕

尚々、重而右兵へ殿御せんさく候共、下代衆の油断ニ不成様ニ、我々可申理候間、可御心安候、為其申入候、以上、

一 宮大明神之吉備中山之事、今度御せいさつに諸公事御免と被仰出候間、山役之儀御心得尤に候、右兵衛尉殿へも材木之儀付而書状進候、直ニも可申入候、恐々謹言、

六月十八日 円心（花押）

村右兵

御下代衆へ参

〔慶長年中当国主羽柴中納言秀秋卿之家臣甲斐円心判書〕²¹

右の史料は小早川秀秋の家臣とされる甲斐円心から村上右兵衛に宛てられた書状で、奥裏書に、秀秋を指して「国主」の呼称が用いられている。ただこれ

は後世の追筆である可能性が高く、その年代についても明らかでないが、奥裏書が記された当時の人々が、秀秋を「国主」と呼称するにふさわしい者であると認識していたことの証左になる。また、元禄十三年（一七〇〇）から十七年にかけて、岡山藩士石丸平七郎定良が編纂した『備前記』をみると、「一天正年中備前国主宇喜多直家沼ノ城ヨリ岡山ノ城築玉ヲ御立願当山（金山寺）御頼成就故如「先規」寺領五千九百石余不「相更」御寄附殊ニ本堂并房中屋敷只今ノ所へ御引上候」という記事がある²²。近世中期の段階で、石丸が宇喜多直家を指して「国主」と呼称していることがわかる。備前における「国主」たる人物で、最も遡り得るのは、松田氏を滅ぼし、備前吉備津宮を「当国一宮」²³と処遇した形跡もある直家ということになる。

吉備津宮周辺の人物が同時代の岡山藩主を指して「国主」と呼称するようになるのは、管見の限り、万治二年（一六五九）が初見²⁴だが、この当時藩主であった池田光政は家中に対し、「上様ハ日本国中の人民を天より預り被成候。国主ハ一国の人民を上様より預り奉、家老と士とハ其君を助けて、其民を安クせん事をはかる者也」と教諭している。近世の新しい統治者意識を示す史料として著名²⁵だが、「国主」意識の早い事例としても注目できる。つまり、A「一宮社法」B「祭礼次第」C「神事絵巻」の三史料と同様の「国主」の用例は、備前国においては近世初頭に入ってみられるようになる。さかのぼって、宇喜多直家が「国主」と称されていた可能性もあるかもしれないが、それより前の時代の人物に対し「国主」の呼称が用いられていたということは考えにくい。このことから三史料の成立年代は、直家（生没一五二九―一五八一年）の時代を超えて遡り得ないということになる。

ただし、三史料における「国主」が、直家以後の近世の権力者や、とりわけ岡山藩池田家を意識していたとすれば、なぜ、A「一宮社法」に康永元年（二三四二）、B「祭礼次第」に文明三年（一四七一）の年紀が加えられているのだろうか。

備前吉備津宮は「一宮」という呼称にあずかり、社人が諸社祭祀に向くなど、国内諸社の支配・統括を行ってきたが、その背景には権力者が必要であった。A「一宮社法」では、特定の人物ではなく、歴代の権力者から吉備津宮への寄進が行われていたことを表現するため、明確に備前国一国を領有する意味を含む「国主」の語が、「一宮」に対応する形で用いられたのではないか。そして、A「一宮社法」の作成者にとって「国主」にふさわしく、吉備津宮と関

係をもち、なおかつ最も遡り得た人物が、室町幕府下で最初の備前国守護であった松田盛朝であったのではないだろうか²⁶。吉備津宮には中世にさかのぼり得る縁起が少なくとも四点²⁷が伝わるが、いずれにも同人の名が現れる。「国内第一の社」としての「一宮」と、「一国を領有する者」としての「国主」を結びつけ、「備前国一宮」としての初発を康永元年、つまり松田盛朝の時代に求めたのであろう。

B「祭礼次第」の文明三年（一四七二）の年紀についても、文明年間（一四六九―一八七）に松田元隆による吉備津宮の修復が行われたという認識²⁸が、おそらく影響している。B「祭礼次第」がA「一宮社法」と同じ康永元年の年紀を付されなかった事情は、およそ以下の理由ではないだろうか。つまり、吉備津宮にとつて、権力者による修復・寄進が行われた年代は、同社の歴史上、重要であった。そしてその都度、吉備津宮が「国主」の寄進をうけていること、国内諸社に対する優位性を保持していることを示す文書があることが、吉備津宮の権威の正統性の証明になると史料の作成者は考えたのではないだろうか。

最後に、こうした史料が中近世移行期に作成された理由であるが、安永三年（一七七四）成立の『備前軍記』によれば、吉備津宮は松田元賢による日蓮宗への改宗に従わなかったことから、社殿を焼き払われたと伝えられる²⁹。この後、権力者による社殿の造営寄進と、以後の保護とを得るための説得材料として作られたのがA「一宮社法」とB「祭礼次第」だったのではないか。これらの史料に「国主」と「一宮」、ならびに「一宮」と「国内諸社」との関係が記述されていたことも、「国主」とつて「一宮」への寄進を行うことが、「国内諸社」の間接的な支配・統治につながることを伝える意図を含んでいたとみることもできる。つまりA「一宮社法」B「祭礼次第」は、「国主―一宮―国内諸社」の関係を、松田氏の後身というべき新しい「国主」である岡山藩池田家と「国内諸社」に向けて発信した史料だったのではないだろうか。両史料にみえる中世の年紀は、松田氏を池田氏の前身とみる近世初期の歴史認識によるもの、と考えておきたい。

おわりに

隣国美作の一宮とされる中山神社の史料に即して、若干の補足をしておきたい。同神社には、次のような二点の寄進状が伝えられている。

〔史料4〕

為社領、作州東南条郡一宮村之内拾石之事、被成御寄附候訖、弥於神前、国家安全武運長久御祈念、不可有懈怠之旨、被仰出候也、仍如件

慶長六年

六月五日

稲葉内匠頭（花押）

杉原紀伊守（花押）

作州一宮神主³⁰

〔史料5〕

為当社領、参拾石令寄進候、祭礼灯明無懈怠可相勸者也

慶長九年

三月十一日

忠政（花押）

一宮³¹

前者は慶長六年（一六〇一）の小早川秀秋奉行人連署寄進状、後者は慶長九年の森忠政寄進状である。比較してみると、小早川氏は美作一宮の社領寄進を奉行人に担当させ、社領高も十石であるのに対し、森氏は当主直々の名義で寄進状を認め、社領も三十石と三倍に増やしている。両氏が神社一般にどのような姿勢で臨んだのか、厳密な検証は他日を期することとして、この二つの史料を比較する限りでは、次のように考えられないだろうか。

関ヶ原の戦いのち、宇喜多氏にかり備前岡山を居城とした小早川氏は、備前、備中、美作などにまたがる領国を形成しており、美作は領国の一部にすぎなかった。したがって、美作一宮についても、特別に重視するようなことはなく、他の寺社と一律に扱ったように見受けられる。一方、小早川氏の無嗣断絶を経て、慶長八年二月に、信州川中島一三万石から、一躍美作一国一八万六五〇〇石余を与えられ、「国主」の仲間入りを果たした森忠政は、同年三月に美作に入国する。その際、美作の土豪勢力が森氏の入国阻止をはかって蜂起したという伝承もある³²。土豪蜂起の実否はともかくとして、新天地で在地勢力を帰服させ、新しい「国主」としての威信を内外に示す手段の一つが、中山神社を「美作一宮」として厚遇することだった可能性はないか。井上寛司は、「一宮」という呼称が普及するのは中世というよりも、むしろ近世にかけてであると指摘している³³。近世初発期における「国主」の広範な新規生成という事情が、「一宮」呼称普及の背景の一つであった可能性をみておきたい。ただし、備前吉備津宮が実際に「国主」として迎えることになった池田氏の社領寄進状を見ると、慶長期に「為一宮社領」という文言がみえるものの、そ

の後には「一宮村」内に社地を与えると記すのみで、原則として「吉備津宮」の呼称が用いられている³⁴。おそらく池田氏の場合、その「国主」としての地位は、長久手の戦いにおける恒興、関ヶ原の戦いにおける輝政、大坂の陣における利隆など、歴代の武功の成果だという認識³⁵で、備前一宮を厚遇したり、備前の奉公衆松田氏の役割を継承したりすることで、備前「国主」としての地位を固めるという発想は、ほとんど持ち合わせていなかったとみられる。「国主」が存在しない非領国地域所在の一宮はもちろん、近世に入り新しく「国主」が成立した地域においても、そのもとにおける一宮のあり方は一律ではなく、その存在形態は「国主」の来歴などに規定されて、やはり多様なものだったと考えられる。

(注)

- 1 井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』（岩田書院、二〇〇九年）。
- 2 上島享『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）、とくに第一部第一章第五節で、井上説の批判的な継承を試みている。
- 3 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』（校倉書房、二〇〇〇年）。
- 4 井上前掲注1書、二〇五頁。
- 5 「本社文書」（『岡山県史 編年史料』一四〇五号、以下『編年』一四〇五号と略記）。
- 6 「本社文書」（『編年』一八八三号）。
- 7 「本社文書」二二（『吉備津彦神社史料 文書篇』吉備津彦神社社務所、一九三六年所収、以下『吉備津彦』所収と略記）。なお、『吉備津彦神社御田植祭』（吉備津彦神社御田植祭記録保存委員会、一九七九年）四四～五三頁に、藤井駿が図版と対照させた翻刻を掲載している。
- 8 「本社文書」三（『吉備津彦』所収）、榎原前掲注3書、二五五頁参照。
- 9 榎原前掲注3書、二五六、二九二頁、中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、二〇〇〇年）四六五～四七〇頁（備前国の項、榎原執筆）。
- 10 『岡山県の地名』（平凡社歴史地名大系、一九八八年）を参考にした。なお、「一宮社法」にみられる平仮名で表記された他の村名についても、同書を参考に漢字をあてた。
- 11 「飯野八幡宮文書」（『編年』一三二五号）。

- 12 以上、「奈良津村」ないし「栖津村」は「寛永備前国絵図」「正法郷帳」に現れるが、そのうち貞享三年（一六八六）に「東栖津村」に改め、中栖津・西栖津を枝村にしたという（『岡山県の地名』前掲注10、五五二頁）。また、三野村（同五二九頁）と「平瀬村」（同五四五頁）の村名は「寛永備前国絵図」が初見、「さいき上下村々」は慶長十年（一六〇五）の「備前国高物成帳」では「佐伊木庄下村」、「寛永備前国絵図」では「市場村」、「正保郷帳」では「佐伯市場村」であった（同、三六八頁）という。
- 13 「萩藩閥閥録」卷廿九（『編年』二二八九号）。
- 14 「萩藩閥閥録」卷廿九（『編年』二二八八号）。
- 15 「岡山県の地名」（前掲注10）四七四頁。
- 16 榎原前掲注3書、三八四、三九七、四二九頁など参照。なお、A「一宮社法」にみえる村名表記については、同書二九二頁以下も検討を試みている。
- 17 「一称宜小山庄文書」一（『吉備津彦』所収）。
- 18 「本社文書」四三（『吉備津彦』所収）。
- 19 「本社文書」四四（『吉備津彦』所収）。
- 20 「一稱宜小山庄文書」一（『吉備津彦』所収）。
- 21 「本社文書」三四（『吉備津彦』所収）。
- 22 就実女子大学近世文書解読研究部編纂『備前記全』（備作史料研究会、一九九三年）。該当記事は三七頁所載。
- 23 「大守家文書」九（『岡山県古文書集』四、六三頁）。
- 24 万治二年（一六五九）四月十三日付「大守光隆幡頭申付状」（『本社文書』六二、『吉備津彦』所収）。同史料では、備前吉備津宮の社務と考えられる「大守筑後守光隆」が「国主」の呼称を用いている。
- 25 深谷克己「近世における教諭支配」（岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年）一七二頁など参照。
- 26 松田氏と吉備津宮の連携は、鎌倉期元徳二年（一三三〇）の争論時にさかのぼる可能性もあるという。榎原前掲注3書、二四六頁参照。
- 27 文亀二年（一五〇二）「備前吉備津彦神社縁起写」、年末詳「備前吉備津彦神社縁起写断簡」、延宝五年（一六七七）「備前吉備津彦神社縁起写」、年月日未詳「備前吉備津彦神社旧記断簡」（以上、『本社文書』一～四、『吉備津彦』所収）。

- 28 前掲注8参照。

- 29 藤井学『法華文化の展開』（法蔵館、二〇〇二年）五九、三二七頁参照。
- 30 「中山神社文書」一二（『岡山県古文書集』三、二八〇頁）。
- 31 「中山神社文書」一三（同右、二八一頁）。
- 32 以上、『岡山県史』第六卷近世一（岡山県、一九八四年）第一章第三節一「森忠政の入封」（三好基之執筆）を参照。
- 33 井上前掲注1書、一九頁。
- 34 慶長九年（一六〇四）十二月「池田照直（利隆）社領寄進状」、延宝六年（一六七八）正月「池田綱政社領寄進状」、宝永七年（一七一〇）六月「池田綱政社領寄進状」（「本社文書」三八、七〇、八四、『吉備津彦』所収）など。
- 35 斎藤夏来「近世大名池田家の始祖認識と画像」（『歴史学研究』七九二、二〇一二年）。
- 付記 本稿は、田淵光が二〇一四年一月に岡山大学大学院教育学研究科に提出した修士論文「中近世移行期における一宮制の実態―備前国一宮吉備津彦神社を中心として―」を改稿したものである。執筆分担は、「はじめに」と「おわりに」が斎藤、本論が田淵であるが、斎藤が一部加筆した。

